

お知らせ

1月10日は「110番の日」

110番は事件や事故などが発生したときに、皆さんの安全を守る緊急通報電話です。

110番通報で大切なこと 「何が」「いつ」「どこで」あったのかを正しく伝えることが、事件や事故を早く解決する決め手となります

特殊詐欺が疑われる 「お金を取りに行く」「キャッシュカードの確認に行く」などの電話を受けた場合は、110番通報をして被害を未然に防ぎましょう

映像通報システム 通報現場の映像や画像を送信できるシステムを運用中です。通報時に警察官が映像送信の必要性を判断しますので、ご協力をお願いします

イベント案内 「110番の日」イベントを開催します。県警察音楽隊の「ミニコンサート」もあります。皆さんでお出かけください

日 1月8日(月)

所 イオンモール高崎(高崎市棟高町)

他 110番通報に関する動画を県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で公開しています

問 県警察本部通信指令課(☎027-243-0110)



労働者個人と事業主との間のトラブルを調整します

県労働委員会では、労働者個人と事業主の労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)を解決するための支援をしています。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が公正中立な立場から両者の間を調整して、話し合いによる解決を目指します。

日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日を除く

所 県庁(前橋市大手町)

対 県内にある事業所の労働者・事業主

対象事案 解雇、雇い止め、配置転換、パワハラ、懲戒処分など労働条件その他労働問題に関する紛争

料 無料

相談方法 ☎または☒

問 県労働委員会事務局(☎027-226-2783)

自動車税(種別割)は4月1日の所有者に課税されます

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者に課税される県税です。

自動車を売ったり廃車したりした場合や、住所・氏名が変更になった

場合などは、3月29日(金)までに運輸支局で車検証の変更手続きをしないと、既に使用していない自動車の税金が課税されたり、納税通知書が届かなかったりするなどのトラブルの原因となります。手続きを販売業者などに依頼した場合は、手続きが済んでいるか必ず確認してください。

車検証の住所変更が間に合わない場合は、ぐんま電子申請受付システムで一時的に納税通知書の送付先を変更できます。

他 詳しくはHPをご覧ください

問 県自動車税事務所(☎027-263-4343)、県行政県税事務所

新型コロナウイルス感染症等経済対策資金

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を受けた事業者を資金面から支援します。

対

・売上高などが新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期と比較して5～20%以上減少した事業者

・売上高などが前年同月と比較して5%減少した事業者

・利益率が前年同月、直近決算もしくは直近決算前期と比較して5%以上減少した事業者

融資限度額 1億円以内

融資期間

・設備資金10年以内(うち据え置き期間2～5年以内)

・運転資金7～10年以内(うち据え置き期間1～5年以内)

利率 年1.1%以内

保証料補助 一部あり

申 県内に本店を有する銀行、信用金庫、信用組合および商工中金

他

・県信用保証協会の保証を付けることが必要です

・貸し付けの詳細は、金融機関や県信用保証協会と相談して決めることになります

・利用する融資内容により、限度額などの融資条件が異なります。詳しくはHPをご覧ください

問 前期申込先、県信用保証協会(☎027-231-8875)、県庁地域企業支援課(☎027-226-3332)

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

マルチ商法・美容サービス・定期購入に関するトラブルをはじめとして、SNS広告などをきっかけに若者が消費者トラブルに遭う例が後を絶ちません。

成年年齢引き下げにより、18・19歳の方は1人で契約ができるようになりましたが、未成年を理由とした契約の取り消しはできなくなったため、一層の注意が必要です。

県消費生活センターは1月から3月まで、関東甲信越の都県・政令市および国民生活センターと共同で啓発活動を行う悪質商法被害防止キャンペーンに参加します。

キャンペーンの一環として若者向けの特別相談を実施しますので、消費者トラブルについて気軽にご相談ください。

日 1月9日(火)、10日(水)

午前9時～午後4時30分

料 無料

相談方法 ☎027-223-3001

問 県庁消費生活課(☎027-226-2281)



重要土地等調査法における県内の区域指定

以下の各市町村の一部区域で「重要土地等調査法」に基づく「注視区域」・「特別注視区域」が指定され、1月15日に施行されます。施行日以後は、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設などの機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行う他、「特別注視区域」内において面積が200平方メートル以上の土地・建物の売買などをする際には届け出が必要になります。

特別注視区域

相馬原駐屯地(庁舎地区および水源地区)を中心とした周囲おおむね千沓の区域(高崎市、渋川市、榛東村、吉岡町)

注視区域

・赤城山無人中継所を中心とした周囲おおむね千沓の区域(前橋市)

・新町駐屯地を中心とした周囲おおむね千沓の区域(高崎市、藤岡市、玉村町)

・吉井弾薬支処を中心とした周囲おおむね千沓の区域(高崎市、藤岡市)

問 内閣府重要土地等調査法コールセンター(☎0570-001-125)

「毎月勤労統計調査」にご協力ください

県では毎月勤労統計調査を行っています。この調査では、事業所の1カ月当たりの賃金などを毎月申告していただきます。その結果は経済指標の1つとして景気判断や社会保障制度を検討する際の基礎資料となります。

皆さんの調査へのご理解とご協力をお願いします。

問 県庁統計課(☎027-226-2419)

NPO・ボランティアサロンぐんまをご利用ください

NPO法人の運営やボランティアの希望など、市民活動全般に関する相談に、コーディネーターが対応します。また市民活動に関する情報収集・発信、活動の場として利用できます。

日 月～金曜日 午前10時～午後7時、土曜日 午前10時～午後5時
※祝日を除く

所 県庁(前橋市大手町)

問 NPO・ボランティアサロンぐんま(☎027-243-5118)

未就学児向けブックリスト

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、未就学児が発達段階に応じて、たくさんの本に出会うきっかけとなる「ブ

ぐんまちゃんからのお知らせ



ぐんまちゃんお誕生日会2024を開催します!

ぐんまちゃんのお誕生日をみんなでお祝いしましょう。

日 2月22日(木) 午後6時から

所 昌賢学園まえばしホール(前橋市民文化会館)(前橋市南町)

定 1100人

料 中学生以上=千円、小学生以下=500円

※3歳以下で席が不要な場合、保護者1人につき1人まで無料

他 申し込み方法など詳しくは、ぐんまちゃん公式サイトをご覧ください

問 県庁メディアプロモーション課(☎027-226-2315)



参加者募集! 劇団ぐんまちゃんコンサートのお知らせ

5年2月に開始した、YouTubeチャンネル「劇団ぐんまちゃん」のコンサート。一緒にみんなで歌って踊りましょう。

日 1月27日(土) 午前の部 午前11時から
午後の部 午後2時から

所 群馬会館(前橋市大手町)

料 中学生以上=千円、小学生以下=500円

内

・ぐんまちゃんたちが「劇団ぐんまちゃん」で人気の童謡や、ぐんまちゃんのダンス曲「∞リボンをギュッと∞」などを披露し会場を盛り上げます

・当日会場1階にてグッズ販売を行います

・ぐんまちゃん、あおま、みーみ、出口たかし(たかしおにいさん)、中野美優(みゆうおねえさん)、じゅじゅ(あかぎ団)、ぐんまちゃんキャラバン隊が出演します

他 申し込み方法など詳しくは、コンサート特設サイトをご覧ください

問 県庁メディアプロモーション課(☎027-226-2315)

